



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 公安委員会規則

\*12 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 ..... 1

### ○ 告示

1256 一般競争入札による落札者の決定 (市町村課) ..... 2

1257 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) ..... 3

1258 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定  
( " ) ..... 3

1259 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) ..... 3

1260 指定自立支援医療機関の指定 ( " ) ..... 4

1261 " ( " ) ..... 4

1262 " ( " ) ..... 4

1263 救急病院の認定 (医務課) ..... 4

1264 令和5年度及び令和6年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る一般競争入札に参加  
する者に必要な資格等 (産業技術政策課) ..... 5

1265 森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容 (森林整備課) ..... 7

1266 森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容 ( " ) ..... 8

1267 保安林の指定施業要件変更予定 ( " ) ..... 9

1268 洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表 (河川課) ..... 10

1269 道路の位置の指定 (都市政策課) ..... 10

1270 " ( " ) ..... 10

### ○ 公告

入札公告 (産業技術政策課) ..... 10

### ○ 監査公表

監査公表第30号 ..... 14

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第12号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年11月10日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1(第4条関係) 交番等の所属、名称、位置及び所管区	別表第1(第4条関係) 交番等の所属、名称、位置及び所管区

所属	幹部交番の名称及び位置	交番、警察官駐在所及び所在地受持の名称及び位置	所管区
略			
和歌山県海南警察署	略	略	略
	海南駅前交番(海南市名高)	海南市のうち井田の一部、大野中の一部、冷水、築地、鳥居、名高、馬場町一丁目、馬場町二丁目、馬場町三丁目、日方の一部、藤白、山崎町一丁目、山崎町二丁目、山崎町三丁目	略
	略	略	略
	野上交番(海草郡紀美野町動木)	略	略
略			
略			

  

所属	幹部交番の名称及び位置	交番、警察官駐在所及び所在地受持の名称及び位置	所管区
略			
和歌山県海南警察署	略	略	略
	海南駅前交番(海南市名高)	海南市のうち井田の一部、大野中の一部、築地、名高、馬場町一丁目、馬場町二丁目、馬場町三丁目、日方の一部、山崎町一丁目、山崎町二丁目、山崎町三丁目	略
	略	略	略
	野上交番(海草郡紀美野町動木)	略	略
略			
略			

附 則

この規則は、令和5年11月14日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1256号

和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県業務端末等機器賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年11月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県業務端末等機器賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県総務部総務管理局市町村課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

令和5年10月26日

4 落札者の氏名及び住所

和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県業務端末等機器賃貸借・NECAP/NECコンソーシアム

（代表者）NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目15番3号

（構成員）日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目7番1号

5 落札金額

43,449,505円（うち消費税及び地方消費税の額3,949,955円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和5年9月15日

和歌山県告示第1257号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和5年11月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072101110	Happy Art合同会社	はびあとケア	和歌山県日高郡日高川町和佐2066-33	訪問介護	令和5.11.1	令和11.10.31
3072201951	株式会社シーヒューマン	ケアセンター田辺	和歌山県田辺市稲成町219-1	訪問介護	令和5.11.1	令和11.10.31

和歌山県告示第1258号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和5年11月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3062290238	株式会社シーヒューマン	訪問看護ステーションmomo	和歌山県田辺市稲成町219-1	訪問看護	令和5.11.1	令和11.10.31
				介護予防訪問看護	令和5.11.1	令和11.10.31

和歌山県告示第1259号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の

指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年11月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011800608	スマイル	岩出市中黒555番地の5	就労継続支援B型	特定なし	合同会社スマイル	岩出市中黒555番地の5	令和5.11.1

#### 和歌山県告示第1260号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年11月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
株式会社あすなる	和歌山市北中間町7番地	訪問看護あすなる	令和5.11.1

#### 和歌山県告示第1261号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年11月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
たぶせ在宅クリニック	和歌山市湊桶屋町10 M&MビルA号室	田伏弘行	令和5.11.1

#### 和歌山県告示第1262号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年11月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
ホームケアクリニック城北の社	和歌山市万町7番地 サピリア石倉3階3F号室	石田興一郎	令和5.11.1

#### 和歌山県告示第1263号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年11月10日

- 1 名称 須佐病院
- 2 所在地 和歌山市吹屋町4-30
- 3 有効期限 令和8年11月9日

**和歌山県告示第1264号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和5年度及び令和6年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和5年11月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

**1 競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間****(1) 調達の名称及び数量**

令和5年度及び令和6年度和歌山県工業技術センター電力調達  
予定契約電力 380kW 予定調達電力量 1,629,023kWh

**(2) 契約期間**

令和6年3月1日から令和7年2月28日までの1年間（令和6年3月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和6年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

**2 競争入札に参加する者に必要な資格事項**

この競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

**(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。**

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

**(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。**

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

**(3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。**

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

**(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。**

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

**(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。**

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

**(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。**

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。  
コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。
- (8) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。  
コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。
- (9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。  
コンソーシアムにあっては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。
- (10) 申請日において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和5年4月1日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。  
コンソーシアムにあっては、2の（9）の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びスの書類については代表者が、イからクまで並びにサ及びシの書類については構成員ごとに、ケ及びコの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、持参又は郵送により提出するものとする。

(1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

オ 個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

カ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 2の（8）の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

ケ 2の（9）の要件を満たしていることを証する書面の写し

コ 2の（10）の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

サ 誓約書

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス コンソーシアムにあっては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

(2) (1) のアからウまで及びコ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）からス（コンソーシアム構成員表に限る。）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和5年11月10日（金）から同月24日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山

県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の営業種目「物品販売」に登録されている者は、競争入札参加資格者名簿に登録されていることが確認できる書類をもって、(1)のウからキまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年11月10日（金）から同月15日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4)の質問に対する回答は、令和5年11月21日（火）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県工業技術センターのホームページ（<https://www.wakayama-kg.jp>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和5年11月15日（水）から同月24日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課

和歌山市小倉60番地

郵便番号 649-6261

電話番号 073-477-1271

ファクシミリ番号 073-477-2880

なお、3の(5)の和歌山県工業技術センターのホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

#### 6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和5年12月4日（月）までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して郵送により送付するものとする。

#### 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和5年12月11日（月）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、令和5年12月18日（月）までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

### 和歌山県告示第1265号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

令和5年11月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

#### 1 区域及び期間

## (1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## (2) 期間

令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

## 2 森林病虫害の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

## 4 命令をしようとする理由

令和5年9月25日から同年11月1日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

---

**和歌山県告示第1266号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

令和5年11月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

美浜町、印南町、白浜町、串本町及び那智勝浦町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、関係



振興局農林水産振興部林務課、関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕すること。

4 命令をしようとする理由

令和5年9月25日から同年11月1日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

---

和歌山県告示第1267号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年11月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1268号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次の河川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年11月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

水系名	河川名	縦覧場所
紀の川	真国川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部海南工事事務所、那賀振興局建設部及び伊都振興局建設部
小原川	小原川	県土整備部河川・下水道局河川課及び海草振興局建設部海南工事事務所
有田川	高山川	県土整備部河川・下水道局河川課及び有田振興局建設部

**和歌山県告示第1269号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年11月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3634	有田郡有田川町大字徳田字東長澤939番の一部	有田郡有田川町大字庄756番地1 株式会社小林住建 代表取締役 小林右次	令和 5. 10. 19	4. 27 ∩ 6. 00	34. 70

**和歌山県告示第1270号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年11月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3641	橋本市高野口町伏原字藪田89番の一部、90番の一部、水路、里道	橋本市東家五丁目4番1号 丸石木材住宅株式会社 代表取締役 石田雅彦	令和 5. 10. 20	6. 00 ∩ 6. 25	70. 00

**公 告**

**入 札 公 告**

令和5年度及び令和6年度和歌山県工業技術センター電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公

告する。

令和5年11月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の内容、場所及び数量

令和5年度及び令和6年度和歌山県工業技術センター電力調達

和歌山県工業技術センター 和歌山市小倉60番地

予定契約電力 380kW 予定調達電力量 1,629,023kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

令和6年3月1日から令和7年2月28日までの1年間（令和6年3月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和6年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和5年和歌山県告示第1264号に規定する令和5年度及び令和6年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小倉60番地

和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課

(2) 期間

令和5年11月10日（金）から同月24日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県工業技術センターのホームページ（<https://www.wakayama-kg.jp>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和5年11月10日（金）から同月15日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和5年11月21日（火）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県工業技術センターのホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小倉60番地

和歌山県工業技術センター研究交流棟6階 研修室

イ 入札日時

令和5年12月22日（金）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年12月21日（木）午後4時までに和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課に必着するように行わなければならない。

#### 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

#### 9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、

無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県工業技術センター企画総務部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### ア 名称

和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課

##### イ 所在地

和歌山市小倉60番地

郵便番号 649-6261

電話番号 073-477-1271

ファクシミリ番号 073-477-2880

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :

Total electricity about 1,629,023kWh to use at the Industrial Technology Center of Wakayama Prefecture

- (2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 22 December 2023 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 21 December 2023)

(3) Contact point for the notice :

General Affairs and Administration Division, Department of Planning and Administration,  
Industrial Technology Center of Wakayama Prefecture,  
60 Ogura, Wakayama City, 649-6261, Japan  
TEL 073-477-1271  
FAX 073-477-2880

監 査 公 表

和歌山県監査公表第30号

令和5年9月7日付け監査報告第8号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年11月10日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治  
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 和歌山県消防学校

監査実施年月日 令和5年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 高層訓練棟台車修繕業務契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 今後このようなことのないよう、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等に基づき、適正な事務処理に努めるよう、関係職員に周知徹底した。</p>

2 和歌山県動物愛護センター

監査実施年月日 令和5年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 LPガス供給設備ペーパーライザー分解点検業務の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、関係職員に周知徹底した。</p>

3 和歌山県立図書館

監査実施年月日 令和5年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 資料運送業務に係る簡易公開調達によらない単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。 (2) 昨年度に引き続き、収入調定において、納期限の指定を誤っている事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 簡易公開調達によらない単価契約の決裁に際しては、出納機関への合議区分の確認を徹底するなど、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。 (2) 和歌山県財務規則に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

4 和歌山県立博物館

監査実施年月日 令和5年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p>	<p>注意事項</p>

<p>(1) 旅行命令簿において、早朝出発夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 常設展示映像解説装置保守点検業務について、仕様書に定める定期点検報告書が受理されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>(1) 今後このようなことのないよう、旅行命令の内容確認を複数人で行うよう改めるとともに、早朝出発夜間帰着の条件を職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 今後このようなことのないよう、仕様書に基づき定期点検報告書を提出するよう、受託業者に求めることとするとともに、定期点検の際には報告書の受理が必要となることを関係職員に周知徹底した。</p>
--	--

5 和歌山県立紀伊風土記の丘

監査実施年月日 令和5年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 昨年度に引き続き、産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約書について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2に定める事項の記載が漏れていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2の規定に基づき、適正に処理するよう、改めて関係職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立星林高等学校

監査実施年月日 令和5年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 源泉徴収した所得税の納付が複数回、遅延している事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 今後このようなことのないよう、所得税の源泉徴収を行う際には、納付事務手続を完了するまで複数人による確認を行うこととするともに、歳入歳出外現金受入票兼受入状況一覧表（事後受入）を常に確認し、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県立和歌山商業高等学校

監査実施年月日 令和5年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）に基づき使用料を改めて算定し、行政財産使用許可の変更を行った上で、過誤納金を返還した。 今後このようなことのないよう、行政財産使用許可について、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県立和歌山盲学校

監査実施年月日 令和5年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 昨年度に引き続き、消耗品の納品において、納品書に受付印及び担当者の印を押印していない事例があったため、適正に処理されたい。 (2) 契約業務等に関する起案、支出負担行為票及び支出票等への決裁日等の記載が漏れている事例が多数確認されたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 消耗品の納品時には、納品書に受付印及び担当者の印を直ちに押印するよう、関係職員に周知徹底した。 (2) 決裁日の記載漏れについては、決裁完了時に必ず日付を記入するなど、適正に処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>